資料３－３

市長意見の提出状況

（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画に係る環境影響評価方法書
（株式会社ＪＥＲＡ）

１　環境影響を受ける範囲であると認められる地域
木更津市、市原市、袖ケ浦市

２　市長意見について
意見有り（別添参照）

木環政第1099号
令和8年9月10日

千葉県知事　熊 谷　俊 人　様

木更津市長　渡 辺　芳 邦

（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画に係る
環境影響評価方法書に対する木更津市長の意見について（回答）

令和8年7月21日付け環第402号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり提出いたします。

担当
木更津市環境部環境政策課
[redacted]
電　話:0438－36－1442
ＦＡＸ:0438－30－7322
E-mail:kankyou@city.kisarazu.lg.jp

千葉県
－8.9.10
収受

（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画に係る計画段階環境影響評価方法書に対する木更津市長の意見

1　全般

対象事業実施区域周辺は、同種の大規模事業場が集積する京葉工業地域に位置しており、既存発生源を含めた複合的な環境負荷の低減が重要な課題であることから、配慮書に対する市長意見書の内容を踏まえ、継続的なモニタリングについて、引き続き検討を行い、生息する動植物への影響が判明した場合には、速やかに情報提供をすること。

また、配慮書に対する市長意見書への見解は、住民説明会を実施するとしているが、これに加え、情報公開、苦情対応体制の整備等を行い、地域との信頼関係の構築に努めること。

2　地球温暖化対策

発電設備の更新等による高効率化に伴う温室効果ガスの削減効果を着実に進めるとともに、これに留まらず、定量的な目標を設定し、さらなる削減の実現を目指すよう努めること。

水素混焼等の導入にあたっては安全性の確保に万全を期すこと。

また、これらの技術の導入時期や実現可能性について、より具体的な検討内容の開示に努めるとともに、進捗状況について、ロードマップと併せて積極的な情報開示に努めること。

3　水質関係

復水器の冷却水に関し、温水の海域への放出に伴う海水温の上昇については、詳細な予測・評価を行い、海域環境への影響を最小限に抑えること。

また、冷却復水器の運転に伴い、給排水口における貝類の付着防止を目的とした次亜塩素酸ソーダなどの薬剤を使用しないこと。使用する場合には、事前に本市と漁業関係者に説明を行い、理解を得ること。

本計画の建設工事にあたっては、重機からの油類等が海域へ流出することのないよう、必要な対策を講ずること。

さらに、施設稼働後の一般排水については、本市沿岸地域において生業を営む住民や、貴重な動植物が生息する盤洲干潟の存在を踏まえ、評価事項として十分に環境への影響が生じないことを確認すること。

加えて、施設稼働後においては、定期的なモニタリングを実施するなどにより、不測の事態の発生を未然に防止するための適切な対策を講じること。

4　大気関係

環境への負荷の低減については、引き続き十分な検討を行い、慎重に対応すること。

また、本市を含む地域において、光化学オキシダントは各測定局で環境基準を達成していない状況にある。光化学オキシダントの原因物質の一つである窒素酸化物については、排出削減に資する技術の導入や運用面での工夫を十分に検討し、その一層の低減に努めること。

5　騒音関係

本事業の工事に際しては、大型車両の往来により、本市内の道路における交通騒音や振動の発生が懸念される。

特に、工事車両の通行経路沿線には住宅地等も存在することから、車両運行の分散化等を可能な限り実施し、交通騒音・振動の低減措置を講じること。

市環管第２６２７号

令和８年９月１５日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

市原市長　小出　譲治

（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

令和８年７月２１日付け環第４０２号にて照会のありました件について、別紙のとおり回答します。

千葉県
-8.9.15
収受

（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

市　原　市

この計画は、株式会社ＪＥＲＡが、袖ケ浦火力発電所1～4号機を段階的に廃止・撤去し、新たに最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備（出力約87万kW×3基）を設置する設備更新計画（2032年度以降順次運転開始予定）です。

本事業は、既設の発電設備と同じく硫黄酸化物やばいじんが非常に少なく、石炭や石油と比較して燃焼時の温室効果ガス排出量が少ないとされる液化天然ガス（LNG）を燃料として使用する計画です。

また、最新鋭の低NO_X燃焼器及び排煙脱硝装置を導入することで大気汚染物質排出量等を大幅に削減することで地域社会への環境負荷の低減を図ることとしています。

一方で、当該事業実施想定区域周辺には、住居、学校、保育園等があり、火力発電所の建設及び稼動に当たっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図る必要があります。

また、自然災害等に起因する事故も懸念されているところです。

したがって、安全性の確保、環境負荷のより一層の低減を図るための措置が講じられ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業としていただくため、下記のとおり申し述べます。

記

1　温排水について

温排水による海域環境への影響については、地球温暖化に伴う海水温上昇との累積的影響を考慮して予測及び評価を実施されたい。

また、東京湾における貧酸素水塊の発生状況等についても把握に努められたい。

2　残土について

事業実施区域は埋立地であり、長年海水の影響を受けてきた土地であることから、工事に伴い発生する残土については、その特性を適切に把握した上で処分方法を検討されたい。

3　騒音について

工事関係車両の走行に伴う騒音等による周辺生活環境への影響が懸念されることから、適切な環境保全措置を講じ、影響の低減に努められたい。

袖環第１７７３号
令和８年９月９日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

袖ケ浦市長　　粕　谷　智　浩
（公　印　省　略）

（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

令和８年７月２１日付け環第４０２号で照会のありました標記の件について、別添のとおり提出いたします。

袖ケ浦市環境経済部環境管理課
[redacted]
電　話：0438-62-3404（直通）
メール：sode17@city.sodegaura.lg.jp

千葉県
-8.9.-9
収受

（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見

当該事業は、１９７４年から稼働した低効率な天然ガス火力発電所を廃止し、最新のコンバインドサイクル（ガスタービン＋汽力）発電方式を採用し、安価かつ環境負荷の少ない電気を安定供給することを目的とした、合計出力約２６１万キロワットの天然ガスを燃料とする火力発電所であることから、環境影響評価手続を行うものである。

事業計画地は、大規模工場が多く存在する京葉臨海工業地域にあり、光化学スモッグが発生しやすい地域であるほか、施設から約１．５キロメートルの距離には住宅地も存在している。

現在、国及び千葉県では、２０５０年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするとの宣言を行い脱炭素社会の実現を目指しており、本市においても令和６年３月に「袖ケ浦市カーボンニュートラル宣言」を表明して、２０５０年までに市域における温室効果ガス排出量を実質ゼロにする取組を推進している。

このような状況を踏まえ、事業者は、下記の点について真摯に対応するとともに、適切に調査・予測・評価を実施し、環境影響評価準備書を作成すること。

記

１　総括的事項

事業計画では１号機着工から２号機着工まで４年、さらに３号機着工までは９年の期間がある。

そのため、事業の実施に当たっては、既存の実用化された技術の採用に留まることなく、随時環境の保全に関する最新の知見を取り入れ、最良の利用可能技術の導入を検討することにより、天然ガス火力発電における先進的な役割を果たすよう努めるほか、カーボンニュートラルの実現に寄与できるよう、より一層の環境への負荷の低減を図ること。

２　各論

（１）大気質への影響に関すること

煙突の地上高を１００メートルとしたことによる、排ガスの着地点の変動等の影響について、根拠を明確にして予測及び評価すること。

また、窒素酸化物排出量が多い既設２号機の稼働時期を精査し、必要に応じて、予測及び評価すること。

（２）騒音（低周波）等による住宅地への影響に関すること

施設（機械等）の稼働に係る騒音、特に低周波音については、長距離の伝搬に加え、近隣の類似施設との重畳による増幅効果により、住宅地への影響が懸念される。

また、騒音・振動については、住民にとって身近な要素であることから、

近隣の類似施設との累積的影響を考慮し、評価項目として選定すること。

（３）水環境に関すること

東京湾は、閉鎖性水域であり、既に当該水域内の多くの工場から温排水が排出されていることから、温排水の排出に当たっては、排出熱量の削減に努め、環境への負荷を最低限にすること。

（４）温室効果ガスの削減に向けた取組に関すること

ア　既存施設の更新という本計画の特性を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組を示すとともに、計画前後の温室効果ガスの削減効果を市民に分かりやすいよう定量的な表現を用いて示すこと。

イ　国の長期的な温室効果ガスの削減目標等に鑑み、先進的な二酸化炭素の低減技術（回収技術や貯蔵技術を含む。）について、技術開発の状況や国の方策等を踏まえ、導入を検討すること。

（５）生物多様性の保全に関すること

ア　動植物に係る現地調査によって得られる最新の客観的データに基づき、環境別・生物種別の特性に応じたミティゲーションの実施等を検討すること。

イ　隣接する事業場には、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づく「自然共生サイト」が存在しており、本計画においても同等の環境が確保されることが望ましい。そのため、在来種を中心とした計画的な環境整備・保全計画をあらかじめ調査・予測の手法や保全方針に組み込むことを検討すること。

（６）事業計画における交通への影響に関すること

ア　本計画による交通量の変化の程度を予測し、環境影響を回避又は低減するよう努めること。

イ　市民生活に影響を及ぼすことがないように、特別な事情がある場合を除き、本計画にて想定する交通ルート以外の利用をしないこと。

ウ　海上交通について、工事に使用する船舶の数を精査し、必要に応じて、調査、予測及び評価すること。

（７）その他

ア　集中豪雨など、近年の激甚化する災害を想定し、非常時においても環境への影響が生じることの無いよう努めること。

イ　本事業を進めるに当たっては、市民の理解が促進されるよう、積極的な情報公開及び丁寧な説明に努めること。